

国の動向

1 法令等の制定・変更状況

(1) 消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）

施行日：平成24年12月31日（公布日：平成24年8月22日）

(2) 消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）

閣議決定：平成25年6月28日（変更：平成30年3月20日）

対象期間：平成30年度～令和4年度（5年間）

（次期：令和5年度～11年度（7年間）：見直しを検討中）

※ 消費者基本計画と対象期間を一致させるための次期に限った措置。

(3) 消費者基本計画

対象期間：令和2年度～令和6年度（5年間）

（次期：令和7年度～11年度（5年間））

中間見直し：令和3年6月15日閣議決定

2 「基本方針」見直しの検討状況

「消費者教育推進会議」（※）にて、「基本方針」の見直しを検討中。

※ 推進法に基づき設置され、「基本方針」に対して意見を述べることを所掌事務として行っている。第32回消費者教育推進会議（4.7.22開催）にて素案を検討。

(1) 「基本方針」の変更方針

基本的な構成は維持しながらも、消費者教育の進捗、社会経済情勢の変化等を踏まえて内容を充実。

(2) 消費者教育の進捗

① 学 校：成年年齢引き下げに向け、内容実施率とも一定の進捗。

② 地域社会：計画策定、協議会設置が進み、消費生活センター等を拠点に、地域の消費者教育は一定程度進捗。

③ 職 域：取組は緒に就いたところ。

(3) 社会情勢の変化

① 消費者の多様化

- ・ 高齢化の進行等（高齢者、障がい者の増加）
- ・ 成年年齢の引下げ（令和4年4月改正民法施行）
- ・ 孤独・孤立の顕在化（単身世帯化、コロナ禍での接触減）
- ・ 在留外国人等の増加（新たな在留資格の創設）
- ・ 家計の多様化（金融資産の有無、K字回復による格差）

② 社会情勢の変化

- ・ デジタル化の進展（商品取引、情報取得・発信における変化）
- ・ 持続可能な社会実現に向けた機運の高まり（食品ロス削減、カーボンニュートラル、プラスチック資源循環、サステナブルファッション）
- ・ 自然災害等の緊急時対応（コロナ禍における不確かな情報の拡散、消費者の行き過ぎた言動等）